

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 海外委託研究開発費用の加重控除について

中国政府は、企業の研究開発活動を一層活発化させ、创新能力を強化するために、2018 年 6 月 25 日、「企業の海外委託研究開発費用の加重控除の関連政策について<sup>1)</sup>」（財税〔2018〕64 号）を公布し、海外委託研究開発費用の加重控除方法を変更しました。今回は、海外委託研究開発費用の加重控除の変更について解説します。

### 1. 64 号文の主な内容

64 号文を公布する前までは、国内機構又は個人に研究開発業務を委託する場合には、当該委託費用の実際発生額の 80%が、自社研究開発費とともに国内適格研究開発費として過重控除の対象とされ、その 50%相当額の加重控除が認められてきました<sup>2)</sup>。一方、海外委託研究開発費に関しては、加重控除の対象から除かれていました。<sup>3)</sup>

64 号文の公布により、海外委託に係る研究開発業務費用についても、国内委託研究開発費と同様に、その 80%が過重控除の対象とされました。ただし、海外委託研究開発費の加重控除対象額は、国内の適格研究開発費用の 3 分の 2 とされました。

### 2. 事例

中国企業 A 社は、100 万元の自社研究開発費用を投入し、中国国内企業 B 社に研究開発業務を 100 万元で委託しました。そのほかに、日本企業 C 社に対してケース①100 万元、ケース②200 万元の海外研究開発業務も委託したと仮定します。

### 3. 事例分析（新旧比較）

64 号文公布前後の研究開発費の損金算入総額の比較は、以下の表の通りです。

単位：万元

| 項目内容            | 64 号前 | 64 号後 | 算式                |
|-----------------|-------|-------|-------------------|
| A 社の自社研究開発費     | 100   | 100   | a                 |
| 国内委託研究開発費 - B 社 | 100   | 100   | b                 |
| 国内適格研究開発費       | 180   | 180   | c=a+b*80%         |
| ケース①            |       |       |                   |
| 海外委託研究開発費 - C 社 | 100   | 100   | d1                |
| 海外委託研究開発費の控除限度額 | 不適用   | 120   | e1=c*2/3          |
| 海外適格研究開発費       | 不適用   | 80    | f1=Min(d1*80%,e1) |
| 研究開発費の加重控除額     | 90    | 130   | g1=(c+f1)*50%     |
| 実際損金算入額         | 390   | 430   | h1=a+b+d1+g1      |
| ケース②            |       |       |                   |
| 海外委託研究開発費 - C 社 | 200   | 200   | d2                |
| 海外委託研究開発費の控除限度額 | 不適用   | 120   | e2=c*2/3          |
| 海外適格研究開発費       | 不適用   | 120   | f2=Min(d2*80%,e2) |
| 研究開発費の加重控除額     | 90    | 150   | g2=(c+f2)*50%     |
| 実際損金算入額         | 490   | 550   | h2=a+b+d1+g2      |

<sup>1)</sup> 財政部、税務総局、科技部の所管です。

<sup>2)</sup> 「企業所得税法实施条例」第 95 条

当期損益に計上している自社研究開発費用については、当該研究開発費用の 50%を加重控除できます。

<sup>3)</sup> 「研究開発費用の損金算入加重控除の政策の完全化に関する通知」（財税〔2015〕119 号）



# Grant Thornton

An instinct for growth™

ケース①の場合においては、海外委託研究開発費の 80%は国内適格研究開発費の 2/3（海外委託研究開発費用の控除限度額）を超えないため、当該海外委託研究開発費用の 80%の全額が加重控除の対象とされ、ケース②の場合においては、海外委託研究開発費用の 80%（160）が、海外委託研究開発費用の限度額（120）を超えたため、当該限度額が加重控除の対象とされます。

## お見逃しなく！

研究開発の委託企業が、海外企業等に研究開発業務を委託する際には、技術開発契約を締結したうえで、科技部門に登録を行う必要があります。さらに、企業所得税の確定申告を行う際に、優遇政策を享受するための申請を行わなければなりません。申請にあたっては、税務局等の政府機関の調査を備え、以下の資料を事前に準備すべきです。

- ① 委託研究開発プロジェクト計画書及び決議書
- ② 研究開発業務受託専門機構又はプロジェクトチームの編成状況及び研究開発人員リスト
- ③ 科技行政部門の登記を経た海外委託研究開発契約書
- ④ 「研究開発支出」の補助簿及びまとめ表
- ⑤ 代金の銀行支払証憑及び海外受託先が発行した受領証憑
- ⑥ 当該年度の当該研究開発プロジェクトの進捗状況等の説明資料

そのほか、委託先が受託先の関連企業である場合、当該委託取引独立企業原則に遵守して行われ、移転価格上問題が生じないことを事前にチェックしておくべきです。